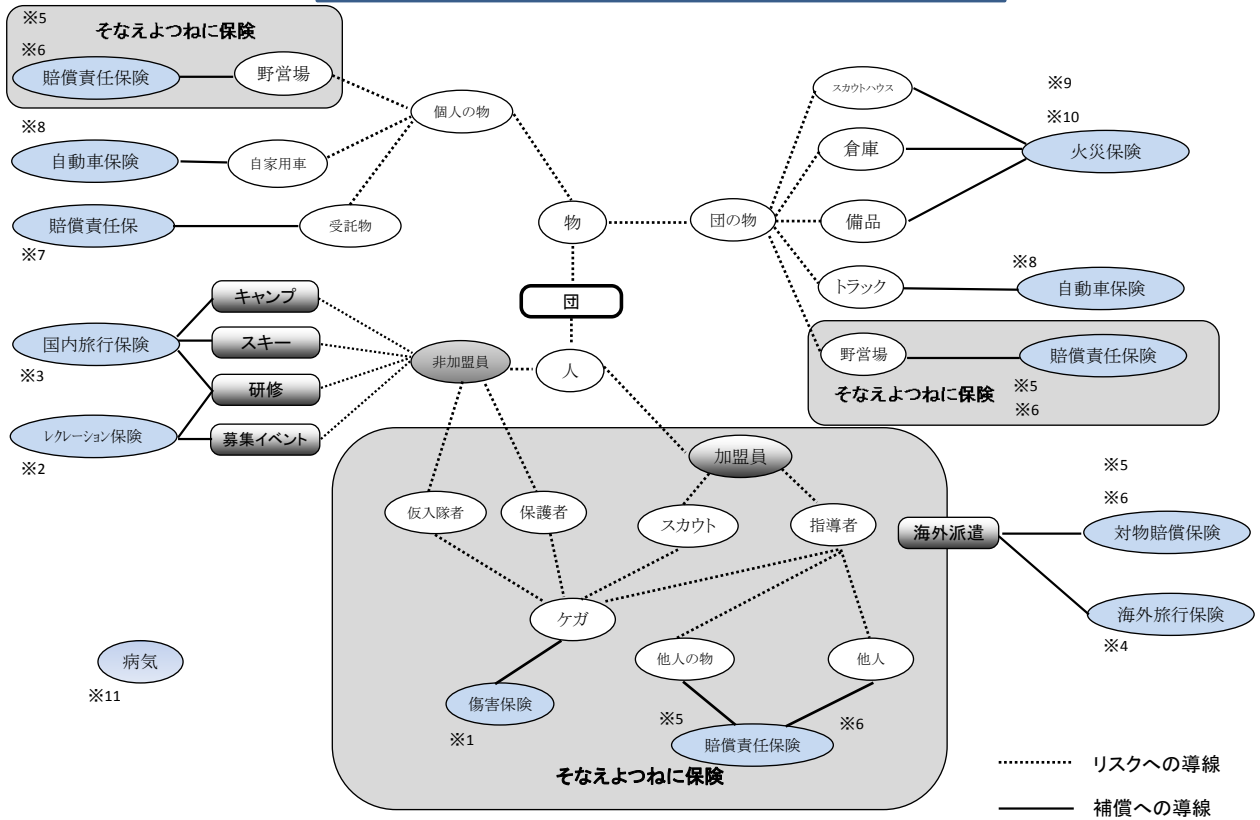


IV (3)

ボーイスカウト活動を取巻くリスク



☆図及び表の解説

- ◎そなえよつねに保険では、加盟員はもとより加盟員の親族、仮入隊者やその親族を被保険者に含めることができる。(被保険者とは補償を受けることができる者という意)
- ◎そなえよつねに保険の中で海外でも補償の対象としているのは傷害補償のみのため、海外派遣事業での賠償責任補償については専用の海外旅行保険による賠償補償が必要となる。
- ◎非加盟員が混入する行事について
 - ・宿泊をとまなう行事では国内旅行傷害保険で補償をまかなう必要がある。
 - ・日帰り型の行事ではレクリエーション保険(行事保険)で補償をまかなう必要がある。ただし、レクリエーション保険は行事参加者数が20名以上という条件があるので要注意。
 - ・各種研修で傷害保険をかける場合は、加盟員が混入するか否かで保険の必要性を判断する必要がある。たとえば、WB研修所のように「加盟員であること」が参加要件になっていれば改めて国内旅行傷害保険に加入する必要はないが、広く一般の方々に募集を呼びかけているBS講習会などは非加盟員の混入を正確に把握し混入がある場合はレクリエーション保険で補償をまかなう必要がある。
- ◎団で所有、管理する物、施設の保険について
 - ・スカウトハウス、倉庫などには火災保険をかけておく必要がある。火災保険は火災のリスクのみならず、いたずらによる破損、汚損も対象となる場合が多いので良く確認をして加入をすることを勧める。
 - ・建物に収納されている什器、備品については建物火災保険とは別に保険金額を設定して備える必要がある。火災保険に加入したから安心ではなく、建物と什器、備品の補償は別物であることをよく理解する必要がある。
 - ・ケースとしてはあまり多くはないと思うが、備品搬送その他を目的としてトラックを所有している団があるが無保険ということは考えにくい、運転者の年齢条件や同乗者のケガが補償されているかなどの点を確認する必要がある。また、自動車保険に限ったことではないが、うっかり更新の手続きを忘れていた。更新はしたものの保険料の支払いを忘れていたなどは補償がされなくなるので要注意である。
 - ・野営場を所有、借用、使用、管理されている団は多いと思うが、近隣(第三者)への賠償への備えはされているでしょうか。たとえば、場内の立木が強風にあおられ隣家の壁を壊してしまったようなケースが考えられます。これが人となるともっと大事です。そなえよつねに保険では、施設、業務リスクについての表記があいまいいなため、個別に補償を備えておくことをお勧めします。
- ◎個人の持ち物への補償
 - ・団委員、隊指導者の自家用車で送り迎えをするなどはよくあるケースですが、自動車保険の場合には固有の損害賠償の概念があり、他の賠償責任保険でまかなうということができません。したがって、借用する方が加入されている保険の補償内容をよく確認する必要があります。
 - ・キャンプや行事のために一時的に借り受ける物への補償について、保険では、借用財物との概念があるため一般的な対物賠償保険では補償の対象外となります。総合賠償責任保険の特約でまかなうもしくは、専用の動産総合保険でまかなうなどの措置が必要。借りる物の金額や貸してくれる方がその物をどの程度大事にされているかなどを総合的に判断して専門家に相談をするべきである。

保険の種類と目的

注	保険の種類	目的	解 説
※1	○普通傷害保険	加盟員のケガの補償	民間の保険会社で取り扱っていてボーイスカウト団体は特別な料率を使用して安価な保険料で加入できるが「そなえよつねに保険」の皆保険化により上乗せ補償として必要に応じて加入することができる。
※2	○レクリエーション保険	一日型の行事でのケガの補償	一日完結型で20名以上の行事を対象に参加者のケガの補償にそなえることができる。行事予定が確定していれば一年以内の複数行事をまとめて加入することもできる。
※3	○国内旅行保険	国内で宿泊をとまう行事でのケガを補償	宿泊をとまう行事(キャンプ、スキー、研修etc)でのケガを補償する。同時に特約として賠償責任保険を付保することも可能。
※4	○海外旅行保険	海外派遣時のさまざまな補償	「そなえよつねに保険」では、ケガの補償については海外でも補償の対象としているが、派遣地での病気、携行品損害、賠償責任(対人、対物)は補償の対象外です。
※5	○賠償責任保険(対物賠償)	第三者の所有使用管理する物への損害賠償	団で所有、使用、管理する施設、業務の瑕疵が原因として第三者の所有する財物に損害を与え法律上の損害賠償を負ったときの補償。
※6	○賠償責任保険(対人賠償)	第三者にケガを負わせた場合の損害賠償	団で所有、使用、管理する施設、業務の瑕疵が原因として第三者にケガを負わせて法律上の損害賠償を負ったときの補償。
※7	○賠償責任保険(受託物危険)	一時的に借り受けたものへの損害	対物賠償責任のうち一時的に借り受けた第三者の財物に損害を与え法律上の賠償責任を負ったときの補償
※8	○自動車保険	自動車の事故に起因する補償	自動車保険は、損害保険の中でも固有の補償概念をもっています。自動車事故に起因するケガ、他人に対する補償は全て自動車保険の中で完結して補償します。
※9	○火災保険(建物)	スカウトハウスや倉庫など建物の損害を補償	火災による損害のみならず、破裂、爆発、落雷、風害、いたづら、盗難なども補償の対象となります。
※10	○火災保険(什器、備品)	什器や備品の補償	什器や、備品には、建物とは別に火災保険をかけておく必要があります。団(隊)の備品は大切な財産です。時価額に応じて備えが必要です。
※11	○医療保険	病気の場合のそなえ	ボーイスカウト活動とは関係なく、あくまでも自己責任で健康管理を怠りなく。万が一の病気の際の家計負担を軽減することができます。

Q & A 集

賠償責任事案

Q: 隊集会でスカウトが自転車でサイクリング中に停車中の車と接触してしまい、ドアミラーを破損してしまいました。持ち主であるドライバーとバトロールをしていた指導者が話し合い「そなえよつねに保険」を使って弁償しようとしたが、どうもドライバーはお酒を飲んでいたので車も止まっていた場所は駐車違反道路であった。弁償する必要はあるのか。

A: 賠償の義務は免れない。賠償責任保険とは、民事上の加害者と被害者がいて初めて成立する保険である。このケースのドライバーの行為は民事上の過失ではなく刑事上の罪を犯したことであり、ドアミラーを壊した、壊されたという事象自体は、スカウトが民事上の加害者であり、ドライバーが被害者である。したがって、スカウト活動における加害スカウトの監督責任を負う隊(団)指導者が賠償の義務を負うこととなる。

傷害事案

Q: ボーイスカウト隊の隊集会でスキーに出かけた。スキー訓練中にスカウトを骨折を負いスカウトと付添指導者が新幹線で帰宅することとなった。この場合、そなえよつねに保険から交通費は支払われるのか。

A: 傷害保険は、賠償責任保険のように損害の実費を補償するという性格のものではなく、入院、通院に対する一日あたりの保険金額を協定してその日数に応じて保険金を支払うというものです。したがって、この場合の交通費に対しての実費としては支払われることはありません。

傷害事案

Q: スカウト数の減少が続く団で募集行事を企画しました。行事は幼稚園児から小学生を対象に募集して、近くの公園でモンキーブリッジ渡り立ちかまどでのマンユマロ焼きで楽しんでもらう日帰り型の企画です。参加する子供たちに万が一のことがあつてはと保険をかけることにしました。どんな保険で対応すればよいでしょうか。

A: 日帰り型の行事にはレクリエーション保険(行事保険)で補償をそなえると良いでしょう。ただし、レクリエーション保険では最低の行事遂行人数を20名以上、最低保険料の規定もありますので注意が必要です。

傷害事案

Q: ボーイ隊の夏季キャンプでマイクロバスを借りて現地の移動手段をとることになりました。大型免許を持っている保護者が快くドライバーを引き受けてくれることになり3泊4日のキャンプに帯同してくれることになりました。保護者は日本連盟への加盟登録はしていません。どんな保険で対応すればよいでしょうか。

A: 3泊4日と宿泊を伴う行事では国内旅行傷害保険で補償に備えると良いでしょう。国内旅行傷害保険は一人からでも加入が可能で最低保険料の規定も各保険会社で定められています。

賠償責任事案

Q: 長年お世話になっている地主さんのご厚意により団の野営場を維持しています。このところ荒れ模様の天候が続き突風が吹きました。近くには民家が隣接しており心配をしていましたが、案の定一軒のお宅から野営場から倒れた木で外壁が壊れたとの苦情が寄せられました。地主さんには長年お世話になっていることもあり迷惑をかけられないとの判断で団で対応することになりました。この場合、そなえよつねに保険の対物賠償で補償の対象となるのでしょうか。

A: そなえよつねに保険には、施設の瑕疵に起因する賠償責任を補償するための「施設所有(管理)」の特約が付帯されています。このケースでは単発的な借用ではなく恒常的借用形態とみなせることから補償の対象となるとの解釈ができます。